

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書についての注意事項

○平成29年度から届出書の様式が大幅に変更されています。必ず今回ダウンロードした新しい様式でご提出ください。

※平成28年8月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下PCB特措法という。）が改正され、届出書の様式が変更されました。

○昨年度から保管状況に変更がない場合でも、必ず届出書を提出して下さい。

※PCB特措法では、前年度の保管状況を、翌年度4月1日から6月30日までの間に毎年度届出ることを義務付けています。

○前年度中に保管しているPCB廃棄物を岡山市外へ移動し、保管しているPCB廃棄物がなくなった場合でも、岡山市への届出は必要です。

※第2面の「③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）」欄にその旨を記載してください。なお、岡山市への届出は今年度で終わりとなりますが、移動先の自治体へは新たに届出書を提出してください。

○前年度中に保管しているPCB廃棄物を処分業者へ処分を委託し、保管しているPCB廃棄物がなくなった場合でも、岡山市への届出は必要です。

※PCB廃棄物を処分した場合は、第2面の「④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物」欄にその旨を記載してください。また、処分業者から返送された産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票の写しを添付してください。全てのPCB廃棄物の処分が完了している場合は、今回の届出で最終となるので来年度以降の届出は不要です。

○使用中のPCB含有機器についても届出は必要です。

※使用中のPCB含有機器については、第3面の「2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について」に記載してください。また将来PCB廃棄物となるため、PCB廃棄物と同じく処分期間内に処分しなければなりません。

○低濃度PCB廃棄物及び含有機器の届出について。

※絶縁油の分析を行い濃度が判明している場合は、参考事項欄に「PCB濃度〇mg/kg」と記載してください。また、初めて届出の際には分析結果の写しを添付してください。

○PCB特措法により、PCB廃棄物には処分期間が定められています。

処分期間及び処分先は以下のとおりです。

【高濃度PCB廃棄物】

処分期間は終了しました。

【低濃度PCB廃棄物】

処分先：環境大臣による無害化処理認定制度や都道府県知事の許可施設

処分期間：令和9年3月31日まで

参 考：環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関する『産業廃棄物管理票交付等状況報告書』を管轄する自治体（岡山市内の事業場は岡山市産業廃棄物対策課）に提出する必要があります。前年度中にマニフェスト（電子マニフェスト利用分を除く。）を交付したすべての排出事業者が対象となるため、前年の4月1日から今年の3月31日までの期間にPCB廃棄物の処分を行った場合は、保管及び処分状況等届出書とあわせてご提出ください。

報告書については、下記ホームページからダウンロードしてください。

（ホームページ） <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004552.html>